

To the Point

カリフォルニア州気候関連開示法に関する初期規則をCARBが承認

カリフォルニア州は、気候関連開示を広範に義務付ける米国で唯一の州である。

重要ポイント

- ▶ カリフォルニア州大気資源局(CARB)は、2026年2月26日の会合において、カリフォルニア州の気候企業データ説明責任法(SB-253)および気候関連財務リスク法(SB-261)に基づく報告に関する初期規則を承認しました。
- ▶ 当該規則は、SB-253に基づくスコープ1およびスコープ2排出量の初回報告期限を2026年8月10日と定めています。初年度の報告については限定的保証を要求しません。
- ▶ SB-261は、対象企業に対し、気候関連財務リスクおよびそれらのリスクを低減し適応するために採用した措置に関する開示を求めています。米国第9巡回区控訴裁判所が発令した仮差止命令により、その実施は引き続き停止されています。当該仮差止命令は控訴審係属中です。

概要

カリフォルニア州大気資源局(CARB)は、2026年2月26日の会合において、カリフォルニア州温室効果ガス報告および気候関連財務リスク開示初期規則(初期規則)を承認しました。この初期規則は、プログラム運営費用を賄うための手数料体系の設定、法律における主要用語を定義、初年度の報告期限を定めています。この初期規則は、2025年12月に公表された規則案およびCARBが2025年11月の公開ワークショップで共有した情報と概ね一致しています。

CARBは、将来の規則制定において、データ保証の要求事項、追加の執行規定、定期的な報告期限および報告テンプレートを取り扱う予定だと延べました。

米国第9巡回区控訴裁判所がSB-261の実施を停止した措置は、引き続き効力を有しています。SB-261は、気候関連財務リスクおよび当該リスクを低減し適応するために採用した措置に関する開示を求めるものです。なお、この仮差止命令は、スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス(GHG)排出量の開示を要求するSB-253には適用されません。

本書では、初期規則の重要な側面(対象企業の定義および対象企業の売上高しきい値を含む)を取り上げるとともに、SB-253およびSB-261の下でCARBにより課される報告要件および関連手数料の概要を示しています。

主な考慮事項

対象企業の定義

SB-253およびSB-261は、カリフォルニア州で事業を営み、年間売上高がそれぞれ10億米ドル超および5億米ドル超である上場企業および非上場企業に適用されます。米国内国歳入法で定義される非課税法人(例:非営利法人、慈善団体)および米国の州規制を受ける保険会社は、これらの法律の適用除外となります。企業は、報告の対象となるかどうかを判断するため、法律で定義される主要な用語を理解する必要があります。

売上高(Revenue)

売上高のしきい値は、企業の総売上高に適用され、カリフォルニア州での売上高に限定されません。企業は、法律の適用範囲に含まれるかどうかを判断する際、直近2会計年度の売上高のうち少ない方を用いる必要があります。また、初期規則における売上高の定義は、カリフォルニア州歳入税法における「総収入(Gross receipts)」の定義と整合しています。¹

カリフォルニア州で事業を営む(Doing Business in California)

初期規則では、「カリフォルニア州で事業を営む」とは以下の場合と定義されています。カリフォルニア州で金銭的利益を目的として何らかの取引に積極的に従事し、かつ、次のいずれかに該当:

- (1)カリフォルニア州で設立又は商業上の本拠を置いている企業、又は
- (2)カリフォルニア州での売上がインフレ調整後の金額(例:2025年は757,070米ドル)又は企業の総売上高の25%を超える企業

この定義は、カリフォルニア州歳入税法における「事業を営む」の定義と概ね一致しますが、資産保有および給与に関する税法の条項は除外されます。また、カリフォルニア州における唯一の事業活動がテレワーク従業員の存在のみである企業は、この定義の適用範囲に含まれません。

弊法人の見解

初期規則で定義されている用語は、売上高や「カリフォルニア州で事業を営む」ことに関するものを含め、カリフォルニア州歳入税法における用語と類似しています。企業は、対象企業であるか評価を行う際、自社の税務申告を参照することを検討すべきです。

子会社

これらの法律は、米国法人である企業に適用され、米国外親会社の米国子会社も含まれます。初期規則では、ある企業が別の企業によって直接的な企業関係により所有又は支配されている場合、その企業は子会社とみなされると定義されています(カリフォルニア州規則集に定義あり)。²

親会社(米国外親会社を含む)の報告に含まれる子会社は、SB-253又はSB-261に基づく個別報告を提出する必要はありません。この親会社レベルでの連結報告オプションは、同一親会社傘下の複数の企業に対する報告負担を軽減することを目的としています。

報告に関する明確化

SB-253 報告

SB-253は、対象企業に対し、GHGプロトコルに従ってスコープ1、スコープ2およびスコープ3の排出量を毎年開示し、それらの開示について保証を取得することを要求しています。これらの要求事項は段階的に導入され、今後の規則制定に従います。CARBは、初年度の報告において、これらの排出量開示に関する限定的保証を要求しないと説明しました。

CARBは、SB-253に基づくスコープ1およびスコープ2排出量の報告について、初回期限を2026年8月10日と決めました。初回以降の報告期限は、より早くなる可能性があります(例:6月30日)。この報告期限は、企業の会計年度末にかかわらず、すべての企業に適用されます。企業は、会計年度末から少なくとも6か月間、必要な排出量データを集計し、報告書を提出する期間を設けることになります。2026年1月1日から2026年2月1日の間に会計年度が終了する企業は、2026年に終了する会計年度のデータを報告します。2026年2月2日から2026年12月31日の間に会計年度が終了する企業は、2025年に終了する会計年度のデータを報告します。

CARBは、2025年10月10日に、SB-253の対象企業が初年度にスコープ1およびスコープ2排出量データを提出するためのガイダンスを含むテンプレート草案およびメモ³を公表しました。このテンプレートは2026年においては任意であり、必要な情報の提出を支援するために設計されています。CARBは、草案に対して受け取ったフィードバックを検討し、更新版テンプレートを発行する可能性があります。

SB-261 報告

SB-261は、対象企業に対し、自社ウェブサイトには報告書を掲載することを要求しています。この報告書には、

- (1) 気候関連財務情報開示タスクフォースの推奨事項、又は同等の報告基準(例:IFRS S2号「気候関連開示」)に従った開示、および
- (2) 識別された気候関連リスクを低減し適応するために採用した措置に関する情報を含める必要があります。

CARBは、2025年12月1日に公開記録簿(Public docket)を開設し、企業が公表した気候関連財務リスク報告書へのリンクを掲載できるようにしました。この記録簿は2026年7月1日まで開設されます。SB-261は、企業に対し、2026年1月1日までに初回報告書を掲載することを要求しています。しかし、この報告期限の執行は、米国第9巡回区控訴裁判所が2025年11月18日に認めた、控訴審係属中の仮差止命令により停止されています。CARBは、控訴審の決着後に、代替的な報告期限を含む追加のガイダンスを提供すると述べました。⁴

CARBは、2025年11月17日に、SB-261に基づく報告に使用するための更新版開示チェックリストを公表しました⁵⁶。CARBは、各報告書において使用した報告フレームワークを明記し、そのフレームワークで推奨される開示項目のうち、含めたものと省略したものを一覧化することを求めています。企業は、推奨開示項目を含めなかった理由を記載し、将来の報告においてそれらを含める計画がある場合には、それを示す必要があります。また、CARBは、気候関連リスク評価プロセスの初期段階にある企業について、重要性のあるリスクが識別されていない場合でも、これらのリスクが企業にどのように関連しているか、又は関連する可能性があるかを開示できると述べました。

誠実な努力(Good faith efforts)

CARBは、2024年12月5日の執行通知で示したとおり、企業が法律の要求事項を順守するために誠実な努力を行った場合、初回報告サイクルにおいて執行裁量を行行使することを改めて表明しました。CARBは、執行通知の日付時点でデータを収集していない、又は収集を計画していない企業は、2026年にスコープ1およびスコープ2の排出量データを提出する必要はないと述べました。これらの企業は、報告書を提出しなかったこと、および執行通知の時点でデータを収集又は収集を計画していなかったことを記載した書簡を、自社のレターヘッドでCARBに提出する必要があります。

**CARB は、SB-253
に基づくスコープ 1
およびスコープ 2 排
出量の報告につい
て、初回期限を
2026 年 8 月 10 日
と定めた。**

実施手数料 (Implementation fees)

両法律は、対象企業(親会社の報告に含まれる対象子会社を含む)に対し、CARBへ年次定額手数料を支払うことを要求しています。この手数料は、各企業の売上高やGHG排出量ではなく、年間プログラムの総コストおよびSB-253とSB-261に基づき報告を義務付けられる企業の数に基づいて算定されます。両法律の対象となる企業は、両方の手数料を支払う必要があります。CARBは、2026年9月10日までに手数料の請求書を発行する予定です。

次のステップ

- ▶ 企業は、CARB のウェブサイトで公表された承認済みの初期規則を参照し、カリフォルニア州の気候関連開示法への対応準備を継続すべきです。
- ▶ 企業は、これらの法律に関連する進行中の訴訟(米国第9巡回区控訴裁判所で審理中の控訴を含む)を引き続き注視すべきです。
- ▶ 企業は、カリフォルニア州の気候関連開示法に関連する動向を引き続き注視し、今後公表される規則案に対してフィードバックの提出を検討すべきです。

脚注:

- ¹ [California Revenue and Taxation Code Section 25120\(f\)\(2\)](#).
- ² [Title 17, California Code of Regulations, Section 95833](#).
- ³ [Posted for Public Comment: Draft Reporting Template for Scope 1 and Scope 2 Greenhouse Gas Emissions Pursuant to Health and Safety Code § 38532](#).
- ⁴ [CARB's Enforcement Advisory](#) (2025年12月1日発行のSB-261に対する執行勧告)
- ⁵
- ⁶ [Climate Related Financial Risk Disclosures: Checklist](#) (SB-261の最小報告要件)

EY | Building a better working world

© 2026 Ernst & Young LLP.
All Rights Reserved.

SCORE No. 30067-261US

ey.com/en_us/technical/accountinglink

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

Ernst & Young LLP is a client-serving member firm of Ernst & Young Global Limited operating in the US.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.